

# 令和8年度デジタル複合機保守（富士フイルムビジネスイノベーションジャパン製）仕様書

## 1 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 2 デジタル複合機の保守に関する仕様については以下のとおりとする。

### (1) デジタル複合機の機種・設置場所・台数・予定使用カウント数 別表1及び別表2のとおり

### (2) 保守基本条項

#### ア 保守範囲

通常使用上において起こり得る故障修理に関する保守を、本契約範囲とする。

#### イ 保守受付日程

毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する日を除く）

#### ウ 保守受付時間

平日の14:00までに受け付けた障害に対しては、当日訪問保守対応が可能であること。

#### エ 保守受付対応

受付専用ダイヤルを設けて、日本語による対応が可能であること。

#### オ 保守管理番号表示

保守連絡先及び一意の管理番号表示したシールを当該複合機に貼り付けること。

#### カ 定期点検

必要に応じて点検整備を定期的を実施すること。

点検整備に一定時間（1時間以上）を要する場合は、事前に管理担当者に連絡し、許可を得ること。

#### キ 保守料金請求

保守料金請求については、任意様式にて月末の使用カウント数を機種別に整理したものを担当職員に報告し、確認を受けた後、保守単価を乗じた金額を請求するものとする。

### (3) 保守詳細条項

#### ア 故障修理の際に使用する部品の費用（修理技術料費、派遣料費等含む）は、保守費用に含むものとする。

- イ 使用枚数に応じて、発生が予測される故障等を未然に防止する措置を実施すること。
- ウ 故障修理の際に交換が必要となった部品（感光体を含む）及び消耗品（用紙、ステープラ針等を除く。）費用については、本契約に含むものとする。
- エ 交換する部品及び消耗品については、製造メーカーの稼働認定が取れている部材を使用すること。
- オ 故障対応については、保守員を速やかに機器設置場所に派遣し、オンサイトによる対応を実施すること。
- カ 以下の場合については、本契約の対象外とする。
  - ・天災、地変等保守業者の責に帰すことができない原因により生じた故障修理
  - ・使用者の故意又は過失による生じた故障修理の場合

#### (4) 保守体制

- ア 製造元メーカー認定の保守実施店としての登録があること。

なお、製造元メーカー又は製造元メーカー関連会社が保守業務を請け負う場合は、この限りではない。
- イ 全設置場所について、保守対応窓口は一元的に同一会社により対応できる体制を整えること。
- ウ 保守員は、機器が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術を保持すること。
- エ 保守員は、身分証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示すること。

#### (5) トナー供給

複合機稼働に必要なトナーについては、不足が生じないように予備品を含めて適宜供給すること。

#### (6) 保守実施報告

- ア 点検及び故障修理の実施にあたっては、作業開始及び終了時に担当職員に速やかに報告すること。
- イ 作業終了後に担当職員に対して、任意の報告書を提出すること。

#### (7) 安全の確保

ア 安全管理として、機器の保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。

イ 保守作業に当たって、知り得た情報（公知の情報等を除く。）に関し、第三者に開示、漏洩又は他の目的に使用するなどしてはならない。

#### (8) リモートメンテナンスサービス

ア リモートメンテナンスサービス（メーターカウントの自動確認・遠隔診断保守サービス・消耗品の自動配送等）を提供すること。

イ セキュリティについては、農林水産省の規定に従うこととし、サービス開始前に発注者の承認を得ること。

### 3 庁舎移転に伴う複合機の移設に関する作業等

#### (1) 庁舎移転期間及び移設場所

令和8年5月2日から令和8年5月6日の期間に北海道農政事務所本所及び白石庁舎は現所在地から移転することに伴い複合機の設置場所を変更する。（詳細は別表2のとおり）

新所在地：札幌第4地方合同庁舎

新住所：北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番

#### (2) 複合機の移設に伴う作業及び費用

ア 複合機の移設は、発注者が別途契約する業者が行う。ただし、受注者がそれにより難しい場合は、受注者側で移設を行い、その費用については受注者側の負担とする。

イ 上記アの移設に伴うフィニッシャー等の取り外し、移設後の取り付け及び複合機の設定作業（以下「移設に伴う作業」という。）については、受注者が行うこととし、その費用については受注者側の負担とする。

なお、移設に伴う作業は、令和8年5月2日から令和8年5月6日の期間に行うこととし、具体的な日程については、別途協議により決定する。

### 4 責任の所在

製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

### 5 その他

組織再編等で、発注者の組織、名称及び住所等が変更になった場合においても契約は継続

するものとする。

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ打ち合わせを行うこと。

## 6 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）

### （1）環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）を遵守するものとする。

### （2）環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、みどりチェック実施状況報告書として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

【別表1】保守対象機器一覧

【令和8年4月1日から令和8年5月6日まで】

機 種 名	機番	設 置 場 所	予定使用カウント数 (単位：1台：枚)		
			種類	月間カウント数	年間カウント数
Apeos C7070	862658	本所第2ビル2階 (企画調整室)	モノクロ	16,900	202,800
			フルカラー	3,900	46,800
Apeos C7070	862622	本所第2ビル5階 (担い手育成課)	モノクロ	6,500	78,000
			フルカラー	11,500	138,000
Apeos C7070	862645	本所第2ビル3階 (消費生活課)	モノクロ	1,300	15,600
			フルカラー	1,900	22,800
ApeosPort-VII C4473R	172171	白石庁舎2階 (牛トレサ(生産)チーム)	モノクロ	1,800	21,600
			フルカラー	100	1,200
ApeosPort-VII C6673R	190386	本所第2ビル2階 (総務課)	モノクロ	2,800	33,600
			フルカラー	7,900	94,800
ApeosPort-VII C7773R	190294	本所第2ビル4階 (生産支援課)	モノクロ	12,300	147,600
			フルカラー	14,600	175,200
ApeosPort-VII C7773R	190399	本所第2ビル4階 (事業支援課)	モノクロ	8,900	106,800
			フルカラー	9,200	110,400
ApeosPort-VII C6673R	190292	本所第2ビル3階 (米穀流通・食品表示監視課)	モノクロ	4,600	55,200
			フルカラー	5,900	70,800
ApeosPort-VII C4473R	172180	本所第2ビル1階 (会計課)	モノクロ	3,200	38,400
			フルカラー	1,000	12,000
ApeosPort-VII C6673R	190276	本所第3ビル2階 (統計企画課)	モノクロ	3,100	37,200
			フルカラー	3,500	42,000

※予定使用カウント数は、あくまで予定数量であり保証するものではない。

設 置 場 所	住 所
北海道農政事務所本所	札幌市中央区南22条西6丁目2番22号 エムズ南22条ビル第2ビル、第3ビル
北海道農政事務所白石庁舎	札幌市白石区平和通2丁目北5番10号

【別表2】保守対象機器一覧

【令和8年5月7日から令和9年3月31日まで】

機 種 名	機番	設 置 場 所	予定使用カウント数 (単位：1台：枚)		
			種類	月間カウント数	年間カウント数
Apeos C7070	862658	札幌第4地方合同庁舎3階 (企画調整室)	モノクロ	16,900	202,800
			フルカラー	3,900	46,800
Apeos C7070	862622	札幌第4地方合同庁舎4階 (担い手育成課)	モノクロ	6,500	78,000
			フルカラー	11,500	138,000
Apeos C7070	862645	札幌第4地方合同庁舎2階 (消費生活課)	モノクロ	1,300	15,600
			フルカラー	1,900	22,800
ApeosPort-VII C4473R	172171	札幌第4地方合同庁舎2階 (畜水産安全管理課(牛トレサチー ム))	モノクロ	1,800	21,600
			フルカラー	100	1,200
ApeosPort-VII C6673R	190386	札幌第4地方合同庁舎3階 (総務課)	モノクロ	2,800	33,600
			フルカラー	7,900	94,800
ApeosPort-VII C7773R	190294	札幌第4地方合同庁舎4階 (生産支援課)	モノクロ	12,300	147,600
			フルカラー	14,600	175,200
ApeosPort-VII C7773R	190399	札幌第4地方合同庁舎2階 (事業支援課)	モノクロ	8,900	106,800
			フルカラー	9,200	110,400
ApeosPort-VII C6673R	190292	札幌第4地方合同庁舎2階 (米穀流通・食品表示監視課)	モノクロ	4,600	55,200
			フルカラー	5,900	70,800
ApeosPort-VII C4473R	172180	札幌第4地方合同庁舎3階 (会計課)	モノクロ	3,200	38,400
			フルカラー	1,000	12,000
ApeosPort-VII C6673R	190276	札幌第4地方合同庁舎 (統計企画課)	モノクロ	3,100	37,200
			フルカラー	3,500	42,000

※予定使用カウント数は、あくまで予定数量であり保証するものではない。

設 置 場 所	住 所
北海道農政事務所本所	札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4地方合同庁舎

事業名： _____
組織名・代表者氏名： _____
住所： _____
連絡先： _____

みどりチェック実施状況報告書

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ _____ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ \_\_\_\_\_ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）



カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員等の向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他（ ）</li> </ul>	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）